

広島県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

篠根高尾線

三 道路の区域

| 区 間                                       | 新 旧            |               | の 別             |
|---|----------------|---------------|-----------------|
|   | 新              | 旧             |                 |
| 府中市河面町大字大下三〇番九地先から<br>府中市河面町大字大下三〇番一 地先まで | 六・五〇〃二<br>三・七〇 | 四・五〇〃<br>五・五〇 | 敷地の幅員<br>(メートル) |
|   | 一六・〇〇          | 一六・〇〇         | 延長<br>(メートル)    |
|   | 拡幅             |               | 備 考             |
|   |                |               |                 |